

インスパイア国際特許事務所

〔特許制度基本情報－インドネシア〕

〔特許要件〕

1. 保護対象

発明は、「技術分野における具体的課題を解決するための活動によって具体化された発明者の思想であって、物、方法、又はこれらの改良や開発の形態をとり得るもの」と定義されています(1条2項)。

2. 産業上の利用可能性

発明は、産業上の利用性があるものでなければなりません(2条1項)。

3. 新規性

発明は、新規性を有するものでなければなりません(2条1項)。

出願日に、発明が先行技術と同一でない場合には、新規性を有するとみなされます(3条1項)。

先行技術とは、「出願日又は優先日より前に、国内又は国外において、書面、口頭、展示又はその他の方法で、専門家が実施することができるように公表されている技術」と定義されています(3条2項)。

4. 拡大された先願の地位

先行技術は、審査対象の出願の出願日又は優先日よりも前のインドネシアにおける出願日又は優先日を有し、当該特許出願の出願日と同日又はその後公開された特許出願を含みます(3条2項)。

5. 進歩性

発明は、進歩性を有するものでなければなりません(2条1項)。

発明が当業者にとって自明でない場合は、当該発明は進歩性を有するものとして扱われます(2条2項)。

6. 先願主義と二重特許の禁止

同一発明に対する2以上の特許出願が異なる者によって異なる日に行われた場合には、最初に提出された出願のみに特許が付与されます(34条1項)。

7. 不登録事由

他の登録要件を具備する発明であっても、以下のものは、特許を受けることができません(7条)。

(1) 公開、使用、又は実施されると、一般的な規範や規則、宗教的道德、又は公序良俗に反すると考えられる全ての方法及び物

- (2) 人間又は動物に適用される診断、治療、投薬、及び手術の方法
(デバイス、装置、及び製品(特に物質又は組成)を除く)
- (3) 科学及び数学の分野における理論及び方法
- (4) 微生物を除く全ての生物
- (5) 非生物学的な方法又は微生物学的方法を除く、植物又は動物の生産に不可欠なすべての生物学的方法

〔特許出願〕

1. 概要

(1) 出願書類

出願の全ての要件を完全に満たすための書類は「完全提出書類」と称されます。完全提出書類に含める書類は、以下の通りです(24条2項、規則4)。

- ① 知的財産総局作成の出願用紙
- ② 出願人によるインドネシア特許付与申請
- ③ 明細書(1以上の請求の範囲、必要な図面、及び要約書を含む)
- ④ 出願人が発明者でない場合には、譲渡証
- ⑤ 代理人を通じて特許出願する場合には、委任状
- ⑥ 微生物の使用についての詳細な情報等

(2) 出願言語

特許出願は、インドネシア語で行わなければなりません(24条1項)。

ただし、明細書を英語で記載することもでき、この場合には、出願日から30日以内にインドネシア語による翻訳文を提出しなければなりません(30条2項)。

2. 主たる出願書類の内容

(1) 明細書

明細書には、以下の内容を記載します(規則22)。

- ① 発明の分野
- ② 発明の背景
- ③ 発明の概要
- ④ 図面の簡単な説明
- ⑤ 発明の詳細な説明
- ⑥ 産業上の利用性

(2) 請求の範囲

① 独立項と従属項

1以上の独立項と1以上の従属項を含めることができます。

② 従属形式の制限

従属項をどのように作成すべきかについての明文の規定はなく、多数項従属項や、多数項－多数項従属項も認められます。

③ 請求項の数

請求項の数については制限がありません。ただし、請求項の数が10を超えた場合は、超過分の請求項毎に追加料金が発生します。

④ 請求項の記載形式

請求項は、2段形式で記載します(規則25)。

(3) 必要な図面

発明の説明を補助するために必要な場合には、図面を添付することができます(規則29(1))。

3. 単一性

出願は、1つの発明又は単一性を有する複数の発明に対してのみ行うことができます(21条)。

単一性を有する複数の発明とは、新規性及び進歩性を有する互いに密接に関連した複数の発明です(規則27)。

[特殊な出願]

1. 分割出願

出願人が自発的に望む場合や、審査官が発明の単一性要件を満たしていないとして出願を拒絶した場合に、一つの特許出願を複数の分割出願に分割することができます(36条1項、規則7)。

2. 変更出願

小特許出願から特許出願への変更又はその逆の変更を行うことも可能である(37条)。

3. 国内優先出願

国内優先出願は規定されていません。

4. 外国語書面出願

上述のように、明細書を英語で記載することもでき、この場合には、出願日から30日以内にインドネシア語による翻訳文を提出しなければなりません(30条2項)。

5. 仮出願

仮出願は規定されていません。

6. 秘密特許

国家安全保障に関する義務を担う政府機関と知的財産総局とが協議した結果、その出願が国家安全保障に害を及ぼす可能性があるとは判断した場合は、特許出願は公開されないことがあります(46条1項)。ただし、このような特許出願に対して特許付与を停止等する旨の規定は、設けられていません。

〔出願審査〕

1. 概要

方式審査を経て実体審査が行われます。

実体審査については、審査請求制度が採用されています。

2. 方式審査

出願日の認定要件、及び出願書類の欠落の有無が審査されます。

3. 審査請求

出願人は、出願日から36か月以内に、実体審査の請求を行うことができます(49条1項)。

ただし、実体審査の請求は、出願公開後にのみ行うことができます(規則52(1))。

4. 先行技術文献の提出

出願人は、自発的に、対応外国出願における調査報告や審査結果を提出することができます。

また、知的財産総局は、出願人に対して、対応外国出願における調査報告や審査結果を提出するよう要求することができます(規則54)。

5. 実体審査

(1) 拒絶理由通知

出願が実体的要件を満たしていないと判断された場合には、出願人に対して拒絶理由通知が発せられます。この通知においては、拒絶の対象となる事項、拒絶の理由、及び応答期限が示されます(52条。規則55(1)(c))。また、審査官の裁量により、拒絶を克服するための方向性が示されることがあります。応答期限以内に、拒絶理由が解消されない場合には、出願は取り下げたものとみなされます。

審査部が発行する拒絶理由通知書の数には制限がありません。多くの場合、対応外国出願における肯定的な審査結果等を提供することによって、拒絶理由通知の数を減じることができると共に、早期の権利化を図

ることが可能となります。

(2) 特許審査期間

実体審査の期間は、実体審査の請求の日から36か月と規定されています(54条(a))。

(3) 特許証

実体審査の結果、出願が実体的要件を満たしていると判断された場合には、特許証が交付されません(55条1項)。

〔審査結果に対する不服申し立て〕

1. 拒絶に対する不服審判

出願人は、審査官による出願の拒絶に不服がある場合には、特許審判委員会に審判請求することができます(60条1項)。

2. 商務裁判所への提訴

特許審判委員会からの拒絶を受取った日から3か月以内に、商務裁判所に提訴することができます(62条1項)。

〔備考〕

1. 根拠条文等

この情報は、以下の法律に基づいて作成しております。その後の改正にご留意下さい。

特許法(法律第14号改正)(2001年8月1日制定)

特許規則(政令第34号改正)(1991年6月11日制定施行)

2015年6月30日に、インドネシア法務人権省によって特許法の改正案が公表されています(国会審議予定未定)。

2. 参考文献等

外国産業財産権制度情報(特許庁)

外国特許制度【アジア編】(斉藤達也編著、発明協会、2009年11月)